

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

大東市生活環境再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

大阪府大東市

3. 地域再生計画の区域

大東市の区域の一部（山間及び山麓地域：詳細は別紙の通り）

4. 地域再生計画の目標

大東市は大阪府の東域にあり、河内平野のほぼ中央に位置している。人口約126,000人（H16.3 現在住基人口）、面積約18平方キロメートルあり、西は大阪市に接し、東には金剛生駒国定公園、飯盛城の古跡、名勝野崎観音などがあり奈良県に接する。市域は東西約7.5km、南北約4kmで、東側1～3は山間部、西側は内水排除の困難な平坦地となっている。

昭和30年頃から大阪の近郊都市として、住宅、工場や事業所の著しい進出があり、急速な人口増加にともなって、未処理の生活雑排水などによる生活環境の悪化や、昭和47年の大東水害に代表されるような浸水被害を度々経験している。このようなことから、平成13年3月に、すべての市民が安心して元気に暮らせる『いきいき安心のまち・大東』を将来像に、第4次大東市総合計画を策定し、良好な市街地環境の整備や公園・緑道・水辺環境の整備、道路、下水道等の事業を推進し、「安定した暮らしを支える環境が整ったまち」づくりを進めている。なかでも、下水道事業については、浸水防止や水洗化の促進をはかるため、平成18年度人口普及率90%を目標に積極的に展開しており、平成16年度の人口普及率は83.4%（汚水処理率77.6%）となり着実に進捗している。

一方、市域南東部の山麓部では、普及率は0%、また、山間部では浄化槽整備事業を活用して、個人設置型の整備をすすめてきたが、設置数も少なく汚水処理率も27%と低い。このため、今後、汚水処理施設を一層促進して、山麓部、

山間部の汚水処理率を上げ、すべての市民が安心して元気に暮らせる『いきいき安心のまち・大東』を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進(山麓、山間部の汚水処理人口普及率 3.8%
(現行) 70%に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市域の山麓部約 97ha(人口 5,200 人)と東側に接する山間部 588ha(人口 840 人)の生活環境を改善するため、山麓部は公共下水道で、山間部は浄化槽で汚水処理施設を整備する。

5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

大阪府大東市

[施設の種類]

- ・公共下水道 : 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号に定める公共下水道 平成 9 年 3 月 31 日付『大阪府告示第 547 号』、平成 15 年 3 月 28 日付『大阪府告示第 567 号』で認可取得済
- ・浄化槽 : 浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱(平成 6 年 10 月 20 日付け厚生省生衛第 902 号環境事務次官通知)に基づくもの

[事業区域]

- ・公共下水道 寺川一丁目、寺川二丁目、寺川五丁目の一部、平野屋一丁目の一部、中垣内一丁目～六丁目
- ・浄化槽 大字北条、北条六丁目の一部、大字野崎、大字寺川
寺川五丁目の一部、大字中垣内、中垣内飛地、大字龍間

[事業期間]

- ・公共下水道 平成 17 年度から平成 21 年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成 17 年度
- (市町村設置型) 平成 18 年度から平成 21 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 200mm～3000mm L=9,788m 67ha
 - ・ 浄化槽
(個人設置型) 7人槽 2基
(市町村設置型) 5人槽 59基、7人槽 91基、10人槽 23基、15人槽 5基
- なお、各施設による新規の処理人口は、公共下水道 3,400人、浄化槽 520人

[事業費]

・ 公共下水道	4,689,825 千円
	(うち、単独 477,323 千円)
	(うち、国費 2,106,251 千円)
・ 浄化槽(個人設置型)	822 千円
	(うち、単独 0 千円)
	(うち、国費 274 千円)
(市町村設置型)	355,529 千円
	(うち、単独 99,854 千円)
	(うち、国費 85,225 千円)
合計	5,046,176 千円
	(うち、単独 577,177 千円)
	(うち、国費 2,191,750 千円)

5-3 その他の事業

- ・ 良好な市街地環境の整備
重点的に修復・再生型の手法を用いた整備にあたる。それぞれの地域における特性をいかした街づくりを推進。
- ・ JR 駅周辺整備の推進
住道駅周辺において、住宅市街地整備総合支援事業を推進。JR 駅周辺をバリアフリーの重点地区に定めて旅客施設・広場などの整備・改善を図り利用者の移動の円滑化に取り組む。
- ・ 公園・緑道・水辺環境の整備
地域住民に親しまれる公園として、南郷公園・東諸福公園の整備を進め

る。防災緑地公園として大東中央公園を整備。安全かつ快適な歩道空間を確保するため緑道の再整備を行う。修景と親水に配慮した大東第12水路・御領水路などの水路整備。

- ・ 道路の整備・改良

広域的車両交通の円滑化と渋滞解消のため諸福中垣内線・深野北御供田線などの都市計画道路の整備。歩道の段差解消と幅員の拡幅、バリアフリー化などの道路環境の改良。

- ・ ライフラインの確保

災害時の耐震性緊急貯水槽を計画的に整備、安定供給のためのループ配水管を整備。

6．計画期間

平成17年度～平成21年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、数値目標に照らし状況を調査・評価し公表する。また、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行える、管理体制をつくる。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

なし